

平成 27 年 1 月 16 日

会 員 各 位

関 西 道 路 研 究 会  
会 長 渡 邊 英 一

公印  
省略

## 平成26年度 関西道路研究会表彰候補の推薦・募集について

厳寒の候、会員の皆さまには益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は本会の活動にご協力・ご支援をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本会表彰規程に基づく平成26年度の会員表彰について、下記要領により表彰候補を募集しますので、推薦又は応募をいただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 表 彰 の 種 類

功 勞 者 表 彰	本会の発展・運営のため、特に顕著な功績のあったもの
優 秀 研 究 者 表 彰	特別委員会その他の研究活動に優れた成果をあげたもの
優 秀 作 品 表 彰	特別委員会その他の研究成果をふまえ、優れた作品を完成させたもの
優 秀 業 績 表 彰	特別委員会その他の研究成果をふまえ、優れた業績をあげ、ひろく道路事業の進展に功績を残したもの

#### 2 表 彰 候 補 者

本会の会員(個人又は団体)

#### 3 表 彰 の 範 囲

平成 27 年 3 月 31 日までの業績(概ね1年以内)で、まだ表彰を受けていないもの。

#### 4 推 薦 又 は 応 募 の 区 分

功 勞 者	}	本会の役員が推薦する。	
優 秀 研 究		}	会員の応募又は本会の役員及び特別委員会(各調査研究委員会)の幹事が推薦する。
優 秀 作 品			
優 秀 業 績			

#### 5 推 薦 又 は 応 募 の 方 法

別添調書に必要事項を記入し、その内容を補足する資料(写真・パンフレット・投稿論文等)を添付して、下記送付先まで提出してください。

#### 6 縮 切 期 日

平成 27 年 4 月 15 日(水)

#### 7 そ の 他

審 査	表彰審査委員会において行います。
	応募者(被推薦者)には、資料の追加及び表彰審査委員会での説明を求める場合があります。
表 彰	第119回総会(平成27年7月頃の予定)において行います。
表彰規程	別紙を参照してください。

#### 8 調 書 送 付 先 ・ 問 合 せ 先

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-2-5

船場センタービル 5 号館 2 階 一般財団法人都市技術センター内

関西道路研究会事務局 (Tel) 06-4963-2540 (Fax) 06-4963-2397





## 表 彰 規 程

制 定 昭和49年6月6日

最近改正 昭和56年4月17日

(趣 旨)

第 1 条 関西道路研究会（以下「本会」という。）会則第26条に基づく会員の表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰の種類)

第 2 条 本会の表彰の種類は、功労者表彰（功労賞）、特別優秀表彰（近藤賞）、優秀研究者表彰（優秀研究賞）、優秀作品表彰（優秀作品賞）及び優秀業績表彰（優秀業績賞）とする。

(表彰の基準)

第 3 条 前条の表彰の基準は次のとおりとする。

## (1) 功 労 賞

本会の会員として、本会の発展運営のため、特に顕著な功績があったと認められるもの。

## (2) 近 藤 賞

以下(3)～(5)までの内、特に優秀と認められるもの。

## (3) 優秀研究賞

本会の特別委員会その他の研究活動において、優れた成果を挙げ、本会の目的達成に寄与したと認められるもの。

## (4) 優秀作品賞

本会の特別委員会その他の研究成果をふまえて、優れた作品を完成し、本会の目的達成に寄与したと認められるもの。

## (5) 優秀業績賞

本会の特別委員会その他の研究成果をふまえて、優れた業績をあげ、ひろく道路事業の進展に功績を残し、本会の目的達成に寄与したと認められるもの。

(選考の方法)

第 4 条 前条に基づく表彰の選考の方法は、次のとおりとする。

(1) 功労者については役員への推せんにより、表彰審査委員会の審査を経て会長が決定する。

(2) 優秀研究者、優秀作品及び優秀業績については、役員又は特別委員会の委員会幹事の推せん又は会員の応募により、表彰審査委員会の審査を経て会長が決定する。

(表彰審査委員会)

第 5 条 表彰審査委員会の委員は総数15名以内で、会長が指名し委嘱する。

2 表彰審査委員会は、あらかじめ会長が指名する委員長が主宰し、会長の諮問に応じて推せん又は応募があった表彰候補案件の審査をする。

3 委員長は、必要に応じ適当な人に表彰候補案件の事前の調査と委員会における説明を依頼することができる。

(表彰の内容)

第 6 条 表彰は総会においてその名誉を称えて、会長が賞状及び記念品を贈呈する。

附 則

1. 近藤賞の基金は近藤泰夫氏著「私と道路」出版記念醸金の一部をもってあてる。

2. この規程は、昭和56年4月17日から施行する。